

新潟県立新発田病院
リウマチセンター研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 新潟県立新発田病院リウマチセンター研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）は、新潟県立新発田病院リウマチセンター（以下「センター」という。）で実施される医学研究（以下「研究等」という。）における倫理のあり方を審査することを目的とする。

(審査理念)

第2条 委員会は、センターで業務を行う職員が実施する研究等について、ヘルシンキ宣言を尊重し、また、国内の各倫理指針の趣旨に沿って、医学的、倫理的、社会的観点からの妥当性を審査する。

なお、審査にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人の人権の確保
- (2) 研究等によって生じる個人への危険性に対する配慮
- (3) 有害事象及び不具合等の発生と健康被害の有無
- (4) 現在実施中又は過去に実施された研究等の指針適合性（適合していない程度が重大である場合に限る。）

2 委員会は、院長に対し文書により答申する。

(審査対象)

第3条 この規程による審査対象は、研究等の倫理審査であって、次により申請された場合とする。

- (1) 研究者から申請があった場合
- (2) 院長が必要と認めた場合

2 審査の申請等は、別に定める「新潟県立新発田病院 リウマチセンター研究倫理審査委員会申請等業務手順書」に従って行う。

(利益相反管理)

第4条 研究を実施するときは、個人の利益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員（男女両性）をもって組織する。

- | | |
|---|------|
| (1) 副センター長 | 2名以内 |
| (2) 研究分野の研究者 | 4名以内 |
| (3) その他委員長が必要と認めた倫理学・法律学の専門家等、
人文・社会科学の有識者 | 2名以内 |
| (4) その他委員長が必要と認めた一般を代表する者 | 2名以内 |

2 前項の委員は、院長が委嘱する。

3 第1項の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残存任期とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、院長が指名するものとする。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 6 委員会の中立性及び公正を確保するため、院長は審査対象と委員との関係について、適宜確認するものとする。

(守秘義務)

- 第6条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様である。

(委員会の開催及び議事)

- 第7条 年1回の開催を原則とし、院長が必要と認めた場合は委員長が適宜追加招集する。
 - 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
 - 3 委員会の議長は、委員長とする。ただし、申請者が委員長であるときは、副委員長がその職務を代行する。
 - 4 委員会は、審査に当たり申請者の出席を求め説明と意見を述べさせることができる。なお、申請者が委員である場合は、委員会審議に参加することはできない。
 - 5 円滑な委員会審査を行うため、委員会審査案件（第10条に規定する迅速審査案件を除く）については事前審査を行う。

(特別委員)

- 第8条 委員会は、当該分野の学識経験者に特別委員を委嘱することができる。
 - 2 特別委員は、委員会に出席し審査に参加する。
 - 3 特別委員は、必要に応じその都度「委嘱状」により院長が委嘱する。

(議決方法)

- 第9条 委員会の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。
 - 2 判定は、次の各号に掲げる表示による。
 - (1)承認
 - (2)修正の上承認
 - (3)条件付承認
 - (4)保留
 - (5)不承認
 - (6)既承認事項の取消（中断、中止、変更含む）

(迅速審査)

- 第10条 軽微な事項の審査について、委員長があらかじめ指名した複数の委員（委員長を含む）による迅速審査手続きを設けることができる。
 - 2 迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならない。
 - 3 迅速審査手続きによる審査に委ねることができる事項は以下のとおりとする。
 - (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (5) 特別な事情があり迅速な意見を必要とする症例研究の審査

- 4 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは委員会を速やかに開催し、当該事項について審査しなければならない。
- 5 倫理審査委員会が事前に確認のみでよいと認めたものについては、報告事項として取り扱うことができる。報告事項として委ねることができるものは以下のとおりとする、
 - (1)研究責任者の職名変更
 - (2)研究者の氏名変更
 - (3)その他、明らかに審議の対象とならないもの

(院長への報告)

第11条 委員長は、委員会終了後、審査の内容について遅滞なく文書をもって院長に報告するものとする。

(変更・中止の勧告)

第12条 委員会は、院長に対し、実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。

(審査記録)

第13条 審査の経過、判定結果は、記録として保存し、原則として公開する。

- 2 記録の保存期間は、当該研究の終了した時点から5年間とする。

(公開)

第14条 委員会の組織に関する事項や運営に関する規則は公開する。議事の内容についても原則として公開する。

- 2 組織に関する公開すべき事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 委員会の構成
 - (2) 委員の氏名、所属及びその立場
 - (3) 委員会規程
 - (4) 委員会議事録
- 3 対象者の人権、研究者の研究の独創性又は知的財産権の保護に支障が生じるおそれのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。
- 4 公開は、当院ホームページ、厚生労働省倫理審査委員会報告システムとする。
- 5 公開にあたっては、オプトアウトに速やかに対応するものとする。

(事務)

第15条 委員会に関する事務は、庶務課（リウマチ担当）において処理する。

(雑則)

第16条 本規程を改正する必要があるときは、委員会の意見をもとに院長がこれを行う。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。